

令和2年11月2日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 第二次魚沼市総合計画後期基本計画(素案)について
(2) その他
- 2 調査の経過 11月2日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
第二次魚沼市総合計画後期基本計画(素案)について、執行部の説明を受け、質疑を行った。
その他で、財産譲渡の経緯について及び熊出没に対する小中学校の登下校体制について執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、委員会の課題について、今後必要な調査を進めながら、まとめを行っていくことを確認した。

総務文教委員会会議録

1 調査事件

(1) 第二次魚沼市総合計画後期基本計画（素案）について

(2) その他

- ・財産譲渡の経緯について
- ・熊出没に対する小中学校の登下校体制について

2 日 時 令和2年11月2日 午後1時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一)

5 欠席委員 なし

6 説明員 森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長、
斎藤学校教育課長

7 書 記 磯部議会事務局次長、今井主任

8 経 過

開 会 (13:30)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

これから議事に入りますが、ここで一部日程を変更し、日程第2 その他、熊出没に対する小中学校の登下校体制についての報告を先にし、その後に、日程第1及び日程第2の調査等を行うことでよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたします。

(2) その他

- ・熊出没に対する小中学校の登下校体制について

本田委員長 それでは、日程第2 その他、熊出没に対する小中学校の登下校体制について、学校教育課長から報告をお願いします。

斎藤学校教育課長 それでは、私のほうから、熊出没に対する小中学校の登下校体制についてご報告させていただきます。資料は特にございませので、よろしくお願いします。

9月から熊の出没が多数発生しております。小中学校の登下校については、熊の出没状況に応じて保護者からの送迎をお願いしているところであります。生活環境課で熊の出没

情報を一元化して対応しておりますが、学校教育課長も情報をすぐに共有できるようにしております。朝の登校時などは、危険レベルの出没情報等があった場合、学校長等へ緊急に連絡をして、必要に応じて保護者への一斉メール等で送迎を依頼する体制となっております。市では、10月15日から11月末までの間、全庁体制で朝と夕のパトロール体制をつくっています。出没状況に応じて、そういった地域、危険レベルの情報があった場合は、通学路を中心としたパトロールも行っております。情報共有、連絡体制、登下校時パトロールについては、昨年度よりもスピード等でかなり強化されていると考えております。また、11月からのスクールバスの冬期運行についても、2週間の前倒しで冬期の運行を開始しております。今後も熊の出没情報を注視しながら、学校との緊密な連携により対応を進めてまいりたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

本田委員長　　ただいまの報告につきまして、皆さんのほうで質疑等ございますでしょうか。
大桃（聡）議員　　保護者が送迎するのに困難な家庭はあるのか、ないのか、それについての対応はどうなっているのか教えてください。

斎藤学校教育課長　　今のところ送迎のほうはお願いできているということで、ただ、帰りとかですと時間の関係もあり、親御さんというよりはおじいちゃん、おばあちゃんが送迎しているケースがあるかと思います。

大桃（聡）議員　　そういった中で、ちょっと難しいというようなことがあった場合にどうするのかという、そこも教えていただけますか。

斎藤学校教育課長　　そういった時間的にどうしてもということがありましたら、学校に留め置きといいますか、学校預かりというような形になるかと思いますが、大体難しいご家庭については、小学校なんかですと学童保育のほうでの対応となりますので、その時間までは学童児童クラブのほうにいるというケースがあるかと思います。

大桃（聡）議員　　時間が遅くなれば来られるという人もいるだろうけども、物理的に来られないというような方はいないということですか。

斎藤学校教育課長　　今のところは、そういった報告は受けておりません。

大桃（聡）議員　　今のところなんで、もしそういったことがあった場合に留め置きだけでなく、送迎をこっちのほうでやらなきゃならない可能性も出てくるので、その辺について検討しておいていただけますか。

斎藤学校教育課長　　その辺はまた学校と確認して、検討させていただきたいと思います。

大平（恭）委員　　学校の、熊が出没したことによるカリキュラムの影響というものは何か出ていますか。

斎藤学校教育課長　　時間的には、送迎等は通常の時間に送迎していますので、大きくプログラムに影響が出ているということはありませんが、校外学習など外に出るということで、危険な場所には行かないことにしようということで、それは急遽変更になったケースもありました。

大平（恭）委員　　今、寒くなってきたので、外での活動等は大分少なくなったんじゃないかと思うんですが、例えば体育などはまだグラウンドでやるケースもあるかと思うんですが、そこら辺の制限等がかかっていますか。それとも、そのまま通常どおりやっていますか。

斎藤学校教育課長　　学校の近くで出没したようなときは、まず屋外での活動は中止ということで、屋内での活動に切り替えています。

大平（恭）委員　これからどういう出沒状況になるか分かりませんが、場合によっては湯之谷中学校のようなケースもあることを考えると、例えば学校を一時的にお休みにするような対応も今後ありますか。

斎藤学校教育課長　学校を休みにするということは今のところ考えておりませんが、出沒の危険レベルとかそういった部分でも検討が必要になってくるかもしれません。

大平（恭）委員　学童への移動については、今は学校内のほうが多いのかな、そこら辺の移動の際は何か対応されていますか。

斎藤学校教育課長　学童については、学校以外のところで学童実施しているところもあるんですが、そこについては、熊の出沒情報等があった場合、保護者送迎等を依頼するようなときについては、支援員がそちらのほうに行って、学校内での学童をするということで、移動がないようにしています。

本田委員長　この件につきましては、以上とさせていただきます。

ここで、学校教育課長からは退席いただきます。しばらくの間、休憩します。

休　　憩（13：37）

学校教育課長　退席

再　　開（13：37）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（１）第二次魚沼市総合計画後期基本計画（素案）について

本田委員長　次に、日程第１、第二次魚沼市総合計画後期基本計画（素案）についてを議題といたします。はじめに、執行部に説明を求めます。

森山総務政策部長　第二次総合計画の後期基本計画につきましては、当初の策定予定から今現在遅れているという状況であります。これについては、先にご説明、ご報告をさせていただいたところでございます。このたび後期基本計画の素案を作成いたしましたので、この委員会に資料１から資料３ということで、事前に提出をさせていただきました。この資料につきましては、先週１０月２９日に総合計画審議会において説明をしたところでございます。なお、１０月２９日の総合計画審議会においては、この素案、資料１の中の第１部の総論、第２部の後期基本計画の重点施策において主に説明をさせていただきました。今後、総合計画審議会においては、分野別の施策、あるいは細かい部分について、本日１１月２日から１１月１７日にかけて、３回、審議を予定しております。その中で総合計画審議会の委員の皆さんからいろいろご質問、ご意見等をいただく予定となっております。その後、そのいただいた意見等について、事務局のほうで検討させていただき、その結果をもって素案を案に取りまとめるという作業を行います。案として取りまとめる時期については、今年１２月中に取りまとめ、それを総合計画審議会に報告をさせていただくとともに、説明会、パブリックコメント等を１月中に行いたいということでもあります。最終的に

は、スケジュールであります。それをまた取りまとめたものを総合計画審議会に後期基本計画の最終案として諮問をさせていただき、審議をお願いして答申をいただく予定でありますし、計画策定完了を今年度中、3月ということで予定をしているところでございます。本日は、まだ案の手前の段階の素案ということではありますが、この後期基本計画の素案について、細かいところについては企画政策課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

五十嵐企画政策課長 （資料「第二次魚沼市総合計画後期基本計画（素案）」「追記資料」「P12 説明資料」により説明）

本田委員長 説明は以上で終わりました。それでは、素案につきましては事前に配付して、皆さん目を通していただいておりますので、これら資料を全て含めまして、委員の皆さんから何か発言等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

大平（恭）委員 まず、重要なことかなと思ひて、何点かあったんですが、絞ってお伺ひしたいと思ひます。資料2の37、38ページ、「市民が参加する学校づくりの推進」というところで、引き続き載せている部分なんですが、第2号の部分です。「また、子どもたちにとってより良い教育環境を構築するために、地域と連携しながら学区再編の取り組みをすすめます」とあるんですが、学区再編については、魚沼北中学校がこの間再編整備計画等で、保護者等のあるいは地元等の意見等がかなりあった中で、変更を余儀なくされてきているわけです。やっぱり「地域と連携しながら学区再編」とあるんだけど、これは、当時の教育長はいみじくも言いましたけれども、上からの投げかけは駄目だという話であったかと思ひます。そういう意味でこの部分は、私は結果としてあり得ても、計画そのものにしかも後期の基本計画にこれを載せるのは、5年間ですから、やはり実態を考えればもっと慎重になるべきだし、学区再編というのは、やり方等は否定するものではないですけれども、地域との齟齬があったり、一歩間違えると非常に微妙な問題が絡んでくるので、この表現は、私は見直すべきだと思うんです。これは分野別なので、聞いても答えがないかもしれないんだけど、やはり慎重に扱っていただきたい。統合した地域の者として、非常に懸念するところなんです。たしかに生徒・児童は減っていて、なかなか学校運営できないという実情はあるんですが、私はこういう表現よりはむしろ「特色ある学校づくり」とか「教育」とか、そういう部分で展望あるような話があったほうが、その前段には「地域の伝統文化に親しみながら、社会性の向上や社会を生き抜く知恵を磨きます。」と書いてありますけども、いろんな地域性を考えて教育づくりすべきだと思うので、そこを見直すべきだと、まず一点指摘しておきたいと思ひます。そこについて、何かコメントがありますか。あればいただきたい。

本田委員長 コメントはないと思ひますので、続けてください。意見として承ります。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（13：58）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（14：01）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど資料の扱いについて協議をさせていただきました。資料1の64ページの学校づくりについて話でしたが、引き続き発言を許可いたします。皆さん、ほかにございますでしょうか。

渡辺委員　中身の質疑というわけではないんですけれども、先ほど説明していただいた中に、前期のときの第3項の「市民参画の推進」と「コンパクトなまちづくり」については、それぞれ第1項の3、第3項の2、第5項の1と2になりましたというようなお話があったんですけれども、魚沼市版コンパクトなまちづくりということ自体が消えて、どう描かれたというところについては、どんなふうにお考えだったんですか。どのようにコンパクトなまちづくりをそこにきちんと落とし込んだのか。

森山総務政策部長　今、ご質問ということだと思いますので、それについてお答えさせていただきますが、コンパクトなまちづくりというところの具体的な表し方については、当時、土木課の都市計画マスタープランがありますが、その下に計画を一つつくりました。その中に、中心市街地は小出と堀之内にある。それから旧町村単位で1つないし2つくらいの拠点をつくって、そこを人口誘導地域としてつくっていくといった計画ができましたので、その計画をもってコンパクトなまちづくりという部分については、ある意味そこに集約されたと我々は捉えています。ただ、そこが全てかという、なかなかソフト面については、そういう部分までは行かないかと思えますけれども、人口誘導であるとかライフラインであるとか、居住関係であるとか、そういう部分についてはその計画の中で具体的な話がされているということで、我々は捉えてこのような形にさせていただいたということになります。

渡辺委員　そこについては、立地適正化計画の中でそれをきちんとうたいこんであるというのは分かるんですけれども、それが、実際にそれを誘導するための施策として、何をどうするというのがなかなか見えてこない施策なんじゃないか、言葉だけが躍っているというふうに私には見えてしまったので、できればこの中で、ここには16ページで見れば、「コンパクトなまちづくりの推進」で1の1となっているんですけれども、そのことが結局は道路網だとかそういうことだけであって、決してコンパクトなまちづくりとは見えてこないです。本来であればコンパクトなまちづくりをするには、人がどう集約をしながらそこにまちづくりをしていくか、という話が出てこなきゃいけないのではないかなと思っていてるんですけれど、その辺りはどこに盛り込んであるんでしょうか。

森山総務政策部長　どの程度具体的な話を基本計画の中に盛り込むかという部分にもなってこようかと思うんですが、立地適正化計画という計画自体が総合計画に基づく、総合計画を最上位とすればそこにぶら下がっている計画という形になりますので、全ての計画の名前をこういうところにあげていくというのは、なかなか難しいかと思えます。ただし、今ご指摘のあったように、コンパクトなまちづくりというような言葉をどこかに使うということは、今ご意見として承って、これから検討させていただきたいと思えます。

渡辺委員　そういう意味で、言葉自体がまるっきりなくなってしまうところについて、ちょっとお話させていただけるとすると、「市民参画の」というところも何となくぼやけてしまっているのかなという気がしています。なので、そちらもどこかに住民と一緒にま

ちをつくっていくんだという、コンパクトシティをつくっていくんだというところが出てくるような文言を付け加えてほしいと、私も今ここで、どこと言えないところが切ないところなんですけれども、それはそちらにお任せするとして、先ほど来、「SDGs」と「国土強靱化」ということを、この推進の中ではしっかりと関連付けてやっていきたいというお話がありました。それと、もう一点とすれば、「まち・ひと・しごと」の総合戦略の中とどうやって絡めていくかということなんですけれども、私は、「地域共生社会」のことは全く触れられていない今回の総合計画なんですけれども、「まち・ひと・しごと」の中でも、実はこれ2年くらい前にしっかりと「我が事・丸ごと地域共生社会」の文言は出てきているんですけれども、そのことについて、魚沼市としてはまるっきりこの中に入れていなくてもいいのか、それとも今後、そこら辺り文言をきちんと盛り込んでいこうと思っていच्छるのかお聞かせください。

五十嵐企画政策課長 「まち・ひと・しごと」の創生総合戦略との関係につきましては、分野別の施策の中で、どこにというわけではありませんけれども、この関係するところではうたっていきたいと思えますし、特に70ページの第6節のところであらうたっていく箇所が多いのではないかと考えております。

渡辺委員 そうすると、13から16ページまでを見ますと、ここに緑字で書いてあるのが「まち・ひと・しごと総合戦略」の中であらうたわれてきているものだというふうになっています。なんですけれども、「地域共生社会」ですとか、そういった文言が全くこの中には入りこんでいないという気がするんですけれども、その辺りどこかに入れられるようにできないものですか。

森山総務政策部長 「地域共生社会」というところについては、ではどこの分野になるのかという議論はまた別にしまして、重要な言葉であるかと思えます。実際ここを今つくっていく途中だということではありますけれども、それぞれの分野の各部署から上がってきたものを整理して出してきている部分ではありますけれども、そこが少し欠け落ちていたようにも感じられますので、そこにつきましては、また戻りまして各担当部署のほうに確認し、必要ならそこに加えるというようなことは検討させていただきたいと思えます。

渡辺委員 それと一緒に、「地域包括支援システム」という文言自体も抜け落ちているという感じがします。今ほどどこにと言われたので、私は今こうやって見ると、13ページでしたら、市民協働の辺りに「地域共生社会」ですとか、15ページの、安心して暮らせるまちづくりの中には「地域包括ケアシステムの確立」ですとか、そういった文言をしっかりと入れていかなきゃいけないんじゃないかという感じがしていますので、その辺り検討いただけたらと思えます。

森山総務政策部長 検討させていただきます。

大平（恭）委員 「SDGs」のことで、SDGsそのものとリンクする形で施策が載っているんですが、大枠の目標について特に何年度までに達成するというものではないと、先ほどおっしゃいましたけれども、でもこれは全世界的に求められているものであって、いずれ我が市も、例えば目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ということについて、リンクする施策だから載せましたというだけにしか、今の段階には僕らにはそういうふうにはしか映ってないんです。そうであるならば、やはり載せる意味がないと思えます。本当に貧困を終わらせるんだという立場に立つというのが、私は求められ

ていると思うのであって、後期基本計画にこれを載せるのであれば、しっかりとした立場を明確に示すべきだと思うんです。国連等で提唱されて、日本政府も一生懸命取り組んでいる、という中で出したということだと思うんですが、やはり全市民的にもこのSDGsとは何ぞやという部分がかなりあると思うし、議論のあるところだと思うんです。なので、今後について、ここはせつかく項を起こしてしっかり載せているわけですから、この部分についてはもうちょっとはっきりさせるような議論と方向性を示していないとうまくないのではないかと、私の意見としては思うので、そこについて今どう考えているのか。もしお考えがないのなら、今後入れてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

森山総務政策部長　先ほど私のほうで10月29日に総合計画審議会で説明をしましたという報告をさせていただきましたが、その際にも「SDGs」と「国土強靱化」の部分については意見が出ました。ある委員からはSDGs、国土強靱化については、もう必須のような形になっているから総合計画でうたわざるを得ないような部分だという意見があった半面、SDGsについてはこの中で細かく書くことが、市民が本当に分かるのかどうなのかという意見も出ました。両面の意見というようなことであります。後者の意見については、ここで言うのであればさわりだけ入れるなりにして、別なものでつくったらどうかというような意見もありました。国土強靱化も同じようなお話でした。最終的には、今のご意見も私ども承り、持ち帰らせていただきますが、総合計画審議会の中で最終的に諮って、それをまた案として出す形になろうかと思いますので、その部分については事務局のほうで今検討しているところでもありますし、総合計画審議会で検討した結論をまた持っていて提案をさせていただくということで、今現在そのような状況ということでもあります。

大平（恭）委員　やはり、これを起こすという方向性はここに示されているわけですから、議論があつて若干変えられるとはいえ、方向性は国土強靱化もSDGsも同じだということであれば、議会でも大いに議論するべきだと思うんだけど、市当局や市民レベルでもそういう場をつくって機運を盛り上げたり、基本計画に基づいて我々はどういうふうに考えていけばいいのかという辺り、大きな問題ですけども、やはり柱がないとそれにつながっていく施策としても非常に弱い形があると僕は思うので、ぜひそこは別立てでいろんな場面で会議を設定するなりしていただきたいと思っています。

渡辺委員　中身というわけではないんですけども、先ほど説明の中で10月29日が第1回で、11月17日に4回全部終わった後で執行部のほうでそれを精査して、文言を整理してというお話でした。そうしますと、各委員会が所管のところはこれからこの総合計画をしていくと思うんですけども、この辺りは議会としてまとめてそちらにお話をしていったり、文言どうこうという話もあると思うんですが、基本計画について私たちも一緒になって計画を立てていくという話がある中で、今の部長の話だとどうも議会からのご意見をいただくという言葉が一つもなかったという気がするんですが、その辺りはどのように今後スケジュールとしてはしていくんですか。

森山総務政策部長　今、素案ということで、言ってみればたたき台ということでもあります。今後それを案にして、市民に説明をする、パブリックコメントにかける、そういう期間がありますので、正式な部分についてはそこでのやり取りというようなことを私どもは想定をしておりますが、今回素案については委員会にも出させていただきましたので、本日のいろいろなご意見についてはこちらのほうで承らせていただきながら整理をして、これは

素案の段階の中で総合計画審議会のほうには、こちらとしてある程度まとめさせていただくということもあろうかと思いますが、報告はさせていただきたいと考えております。

渡辺委員　　今のお話ですと、案になって、パブコメにかける段階のときに、そこでまた議会から言った文言が、議会の中でまた案が固まった段階で、そこにも議会として発言しながら、最終的には、当然素案の中でも議会が意見を言うこともあるでしょうけど、案がある程度決まった中でも議会がまた言っていくという感じですか。今そんなふうに取り扱ったんですけど。

本田委員長　　会派代表者会議でもそのような話があったようでございますので、私もそのついでに委員会を進行いたしますので。

渡辺委員　　後で委員長のほうから今後の委員会のあり方そして議会のあり方を説明していただけると、いろいろとやっていけることが見えてくるとと思いますので、よろしくお願いします。

本田委員長　　今後につきましては、また皆さんと合意を図りながら行っていきますけども、本件は本日で終わりでないというような認識で結構だと思います。次の委員会でも行いますし、またご意見がありましたらこの委員会で扱いますので、よろしくお願いいたします。そんなところでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。（なし）本件につきましては、本日は以上とさせていただきますが、宿題等もありますので、またこの件につきましては調査してまいりたいと思います。

10 分間、休憩させていただきます。

休　　憩（14：22）

再　　開（14：35）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

（２）その他

・財産譲渡の経緯について

本田委員長　　日程第２、その他を議題とします。執行部からの報告を受けます。

財産譲渡の経緯について、資料が配付されておりますので説明をお願いいたします。大塚総務政策部副部長。

大塚総務政策部副部長　　（資料「総務文教委員会資料（水沢区への小型ポンプ譲与（無償譲渡）について）」により説明）

本田委員長　　ただいま説明がございました。皆さんのほうで質疑等ございますでしょうか。

大桃（聡）議員　　大塚副部長。これ今水沢のものだけなんだけど、同時期に下折立に除雪車と雪上車を無償譲渡した、それについての資料、委員長が要求しなかったということなんですか。

大塚総務政策部副部長　　私は今回、水沢の分についてお話を伺っておりまして、下折立に無

償譲渡した分について、平成 29 年度になっておりますが、そちらについては本日用意しておりません。

大桃（聰）議員 委員長は小型ポンプだけということで要求したんですか。

本田委員長 そのとおりです。

大桃（聰）議員 俺が情報公開取ったのは、こんな厚い資料が来て、これよりももうちょっといいのが出てくるかと思ったら、その 10 分の 1 くらいのしか出てこないから。

以前は、細野のものをいろいろやって、追認できないということで報告書を渡してもらったんだけど、そのときも下折立のことも分かっていたんですが、それについては調査していないんです。それもやはり内容としては同じなので、それを合わせて調査しないと駄目だと私は思うんですけども、委員長どうですか。

本田委員長 委員の皆さんからそのようなお話があれば構いませんが、今日はまず水沢区の話、資料請求しておりますので、こちらのほうを先に進めていただければと思います。

大桃（聰）議員 私、この間の最終日の反対討論でいろいろ述べさせてもらいましたが、この公益上の必要に基づきという部分が非常に引っかかって、この資料の 2 の 2 ページにもありますけども、魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で公益上の必要に基づきというのが出てくるわけです。抜粋してもらったこの財務規則や事務決裁規程の中では、公益上の必要性に基づきという部分では、この中では決められないんです、実際は。私説明したとおり、市長が提案して議会が認めないと公益上の必要性って認められませんから、これ、金額が低いからって 2 ページの 7 番の魚沼市事務決裁規程の中で課長が認めたということになるんでしょうけども、それって私はおかしいと思うんですけども、今の副部長は認識としてどう思っていますか。

大塚総務政策部副部長 これを決裁した当時、私が財務課長ということでこちらのほうを決裁しましたが、ここに記載してある財務規則と事務決裁規程に基づいて決裁を、財務課長あるいは課長の決裁でできるということで決裁をしたところなんですけれど、その後、改めて関係する規則ですとか規程を確認した中では、無償譲渡ですとか譲与に関する部分の記載が明確に書かれていないということもありまして、今後その部分につきまして実務として決裁がどうあるべきか、正しいのかという部分につきましては、今までのやったこと、あるいは今後も含めて検討する必要があるかとは感じております。

大桃（聰）議員 この間の議会報告会のときも、この水沢の前区長さんが来られて、反対討論で私が述べたのが記事になって載っているものですから、水沢地区の名前出されて無償譲渡がうまくなかったみたいな話になると、私らがもらったのが悪かったのかみたいな話になるんですけど、これは全然水沢の区長さんや相手方が悪い話じゃなくて、執行部のほうで無償譲渡をしますという話で進めたことがまずは間違っているんで、もらってくれなければ無償譲渡もしないので、そっちの話が先でも私は構わないんですけども、もしもらってくれる人がいたら、市長が提案して議会が認めなければ公益上の必要性は認められないです。それについては、もうちょっと前の経緯から、どうして連合自治会長会議のときに無償譲渡をするんだということをやったと、その前段があるわけですね。不用の決定したものを無償譲渡しようという意思があったということですから、その辺についてももうちょっと後で明確にしていいただければと思いますけども、いかがですか。

大塚総務政策部副部長 今ほど大桃委員からもお話がありましたとおり、その前段の経過等

も含めまして、どういう経過でこうした無償譲渡であるとか譲与について、自治会優先にしてやろうという話になっていたところでありますけれど、そこら辺の話がどういう経過でそういうことをしようとなったかも含めまして、こちらのほうも過去にさかのぼって精査はしてみたいと考えております。

大桃（聡）議員　私が考えた一番の問題は、議会に諮らなかったことなんです。その中で、需要があった方が、さっきの２ページの事務決裁規程だとか財務規則の中で、100万円だとか300万円だとか、そういうのでやっているところが間違っているの、その辺は本当に間違っているのかということも含めて、間違っていたんだったら直さなきゃならないんで、その点も含めて委員会で調査をしなきゃならないので、もうちょっと資料を出していただいてというお願いしたいんですけど、委員長いかがですか。

本田委員長　一旦、その辺はまた後段で話をさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。

大平（栄）委員　今の答弁聞いていると、全く答弁になっていないというか、間違っているというか、それだったら譲渡できるという、それがあるわけだから出してもらいたいです。今でも何でもコピーして。譲渡できないというのはありますけども、できるというのはないです。あったら出してもらいたい。

大塚総務政策部副部長　そちらにつきましては、本日配付の２ページの上段の、魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第６条の部分で、「物品は、各号のいずれかに該当するときは譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」と。その１号の「公益上の必要に基づき、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に譲渡するとき」という部分に基づいてやったというものになりますので、こちらになります。

大平（栄）委員　全く、公益上に基づいてという、それが長及び議会だ。あとほかのことありますか。だって、書いてあることができないと書いてあるんですよ。大塚さん言ったこと全部違う。公益上に基づいてって今言ったじゃないですか。それなかったらあととはできないんですよ。無償譲渡はもうできないことになっている。けども、条例つくればいいってことは、その条例というのは公益上の必要性があれば譲渡できるということです。だから、俺に言わせると、２年も前からそういうこと言って、まだこれが分からんということになれば、もうとってもじゃないが役場の職員として私は許すわけにいかん。絶対に。俺がどうにもならんけども。だってみんな分かるでしょう。公益上に基づいてっての。だから、まだそれ分かりませんか。分かりますか。あんた、ちゃんと言ってるじゃないですか。公益上に基づいて。それが何で譲渡できるんですか。今読んだことそのものができないこと言っているんですよ。

大塚総務政策部副部長　公益上の必要の部分については、いろいろとこれまで疑義等出されている部分でありますけれど、なぜ譲与することができるかという部分につきましては、こちらの条例に基づいて、譲与することができるという規定に基づいて譲与したものでありますので、何もないということではなくて、条例に基づいて譲与したという形になっています。

大平（栄）委員　公益上に基づいてってことは、これで譲渡したということになれば、もうそれが分からんかったらどうしようもない。そんなことで役場の職員、俺はつきり言うけども、やってもらっちゃ駄目です。前から言っている、書いてある、それ見ても今言った

こと、まずそれからもうできないこと言っているんだから。これのどこができるになって
いますか。もう一回言ってください。

大塚総務政策部副部長 繰り返しになりますけれど、こちらの魚沼市財産の交換、譲与、無
償貸付等に関する条例の第6条に基づいて、こちらに譲渡することができるという部分の
規定がありますので、よって立つところはこちらの条文になっております。

大平（栄）委員 条例の6条の1項はどうなっているの。公益上に基づきというのはどうい
うもんだか分かりますか。どういう意味だか。

大塚総務政策部副部長 公益上の必要という部分につきましては、公共性がある、公共的な
必要に基づいてというような意味になっていると思います。

大平（栄）委員 公益上の必要性というのは、基づきとは違うんです。公益上の必要性とい
うのは、使うときにいろいろあるけども、誰が考えても公共性とか、個人の使うのは駄目
だし、それだって議会の議決がないと駄目なんです。基づきということは、公益上なん
て全然違うんです。広い範囲で公益だなんたって関係ないけども、ただ公益上に基づき
ということなんです。その意味。分かりませんか。

大塚総務政策部副部長 公益上の必要に基づきという部分につきまして、自治法の条文ある
いは参考書等に記されております行政実例等、また今後、実際の事務手続き上どうすべき
かという部分については、いろいろと検討する必要がある部分もあろうかと思いますが、
実際、その公益上の必要という部分をどういう手続きで魚沼市の場合認定していくかにつ
いては、これまできちんとどこかで準則的なものを定めた部分がありませんので、今後検
討する必要がある部分ではないかと考えております。

渡辺委員 この総務委員会のほうで、このことにつきましてはある一定の結論を出して報告
書にまとめて出しております。それについては、前の副部長のときだったと思うんですけ
れども、それについては今副部長御覧になりましたでしょうか。

大塚総務政策部副部長 はい、見ております。

渡辺委員 あれを読んでいただければ分かると思うんですけれども、一応この総務委員会と
いたしましては、地方自治法上は一切議会の議決がなければ譲渡等できないと。ただし条
例に定めるときはそれは違うということが書いてあって、公益上の必要を認めるかどうか
の判例のところにつきましては、普通財産である建物ですとか土地の場合には、公益上と
いうのは客観的なものが必要だということで、議会の議決が必要なんだというところの判
例も示させていただいております。ただ、物品については普通財産とは違いますので、判
例はまだそこまで求めてはいないというふうに、私たちも理解しているんですけれども、
ただ私たち報告書としては、その辺りは曖昧なままにするのではなくて、魚沼市として
どういうふうにするかというところをきちんとしていただきたい、というような思いを込
めて報告書を作っておりますので、早急にその辺りきちんと精査していただきながらして
いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

大塚総務政策部副部長 先ほど私のほうでお答えさせていただいたとおり、また今後検討し
ていきたいと考えております。

大平（栄）委員 今後じゃないですよ。今までやったものどうするかってことなんだ。今後
ったって、さっき普通財産って言ったけど、物品も財産なんです。財産ということは基
金も債権も全部一緒なんです。見てみたら財産のところ。

(何事か呼ぶ者あり)

大桃（聡）議員　　ちょっともめていますけども、ここで大塚副部長をつるし上げたって何にも解決になりません。大平栄治委員が言っているのは、前にやったのをどうするかという、こういう話で、これが違法な手続きだということがはっきりしないとどうするかという、それは副部長答えられるわけないんで、先ほど私言ったような下折立の資料とか、その前にこれを自治会に無償譲渡しようという、そういう意思の決定の部分だとか、そういうところの資料出していただいて、あとは委員会の中でいろいろもんで結論を出していくという話しかないと思うんです。そういうふうにしましょう。いかがですか。

大平（栄）委員　　公益上に基づきということ、この文章が分からなくて、犯罪ですよ、これが分からなかったら。市の財産を勝手にくれていいなんてことはあったら出してください。ないですよ。いまだに分からなかったら犯罪になりますよ、間違いなく。だって、市の財産勝手にくれてあるんだから。だから分かれば、分かってここで謝るなり、前から分かっていたら言わんけど、分からんでどんどんこんなことやられたら困る。だから、この文章は分かるか分からんか聞いているんです。公益上に基づいてってことが。今そう言ったけども、行政事例には長及び議会ってちゃんと書いてありますよ。判例にも。それ以上のことはないので。判例と事例に書いてあるんだから。前にもさんざんやったけども。これ、ただでやったというの、それでいいって言っているのが、それが悪いんです。市の財産勝手にくれていいなんて。課長決裁でいいなんてことどこにありますか。書類出してください。無償譲渡を、くれていいなんてあれがあるわけないんです。その書類出してください。それに基づいてやったわけだから。それと今まで、魚沼市にないたって、この条例は平成 16 年から、もうその前からできているんですよ。入広瀬も小出もそうだけでも、それをまとめたのが平成 16 年から。今まで魚沼市になかったなんて、とんでもないこと言っているんです。書いたの見てください。いつできたのか。いつの条例ですか。それをまず言ってください。いつできたものですか。

大塚総務政策部副部長　　こちらにつきましては、平成 16 年 11 月 1 日付の施行となっております。

大平（栄）委員　　魚沼市にその条例がないなんて、なかったってさっき言ったじゃないですか。きちんとしたものが。そういうこと言っちゃ駄目だよ。その前に全部町村にあったんですよ。まとめて 16 年につくったんだから。俺が覚えているんだから、課長くらい分かってくれやの。そういう嘘つかんで。

大桃（聡）議員　　今の副部長責めたって…（何事か呼ぶ者あり）俺が前のものくれて言うのは、決定したのは、市長がしたんだったら市長。責任はそっちにあるんだから。それでポンプはそうだけど、ポンプも含めて、下折立も含めて、その前段の意思の決定の部分、譲渡しようというその部分まで出してもらって、それを委員会でもんでどうするかという、そういう話ししよう。ここでわあわあ言ったって答えられるわけない。

本田委員長　　しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（15：07）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：17）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま無償譲渡のあり方について、委員の皆さんで今後の進め方について協議いたしました。引き続きこの件につきまして資料請求をしつつ調査していくということで、ご異議ございませんでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

続いて、お手元に配付いたしました「総務文教委員会の課題について」でございます。我々この2年間、総務文教委員会の課題について調査してまいりましたけれども、我々の任期もあと残り半年強となったわけでございます。これから先、一定の調査報告、いわゆる締めについても考えていかなければならないと思っております。ですので、委員の皆様もこの項目について、今後所管事務等でいろいろと考えていただきたいということでございます。意識としてとどめていただければ結構ですので、よろしくお願いいたします。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（15：18）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（15：25）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

総務文教委員会の課題については、今後委員会の中で進めていくようにいたします。

ほかに執行部から報告事項等はございますでしょうか。

森山総務政策部長　　ありません。

本田委員長　　その他、委員のみなさんからご意見、協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会といたします。

閉　　会（15：27）